

別紙 1

「ひらどせとショートステイ」短期入所生活介護 重要事項説明書

(令和 6 年 8 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・施設名	ひらどせと ショートステイ
・開設年月日	平成 12 年 4 月 1 日
・所在地	長崎県平戸市田平町山内免 613 番 18
・電話番号	0950-57-2222
・FAX 番号	0950-57-2699
・管理者名	川村 雅也
・介護保険指定番号	4271500656

(2) 短期入所生活介護の目的と運営方針

短期入所生活介護は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【ひらどせとショートステイ 短期入所生活介護 の運営規定】

(基本方針)

- 1) 短期間の事業所での生活で、居宅における療養生活のリズムが崩れたりすることがないように、居宅でのケアプランを基本に、施設内での基本的なサービスプランを立て、そのプランに沿った施設での療養生活が送れるよう援助する。居宅での療養生活を念頭に置き、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように目指す。
- 2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って短期入所生活介護サービスを提供するように努める。
- 3) 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者と密接な連携に努める。

(3) 事業所の職員体制

	常 勤	非 常 勤	業 務 内 容
医 師	1 人以上		利用者の保健衛生及び医療に関する業務
看 護 職 員	1 人以上		医師の指示により利用者の保健衛生及び医療に関する業務
介 護 職 員	4 人以上		利用者の介護業務
生 活 相 談 員	1 人以上		利用者の生活指導及び相談業務
機能訓練指導員	1 人以上		利用者の機能回復に関する業務
管 理 栄 養 士	1 人以上		入所者の栄養管理業務
そ の 他			事務員は本体施設と兼務

(4) 利用定員等

- ・定員 12 名
- ・居室 多床室 2 人部屋が 5 室
個室 2 室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（機能訓練、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理
- ⑨ 理・美容サービス
- ⑩ 行政手続き代行
- ⑪ その他

* これらのサービスの中には、下記の内容を含みます。

- ・利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。
- ・異性の職員がサービスを提供する場合があります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

① 事業所利用料

介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なり、介護報酬告示上の額に利用者様の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。
ご利用料金、加算料金については別紙 2 をご参照ください。

② 食費

朝食 430 円 昼食 560 円 夕食 560 円

- ＊ ただし食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。

(各市町村または広域連合に申請が必要です。)

③ 滞在費

多床室 (1 日あたり) 915 円

個室 (1 日あたり) 1,231 円

- ＊ ただし滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が 1 日にお支払いいただく食費の上限となります。

(各市町村または広域連合に申請が必要です。)

(2) その他の料金

① 理・美容代 実費

② 私物洗濯代 実費

③ その他 (利用者が選定する特別な食事の費用：実費、日用品費：実費利用者が支払うことが適当と認められるものについて)

(3) お支払い方法

- ・ 毎月 10 日までに、上記 (1) 基本料金、(2) その他の料金、共に前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払ください。
- ・ お支払い方法は、介護老人保健施設「ひらどせと」受付でのお支払い、又は金融機関口座引き落としとなります。ご希望の方法をご相談ください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただいております。

【協力医療機関】

<名称> 青洲会病院 <住所> 平戸市田平町山内免 612-4

【協力歯科医療機関】

<名称> 安部歯科医院 <住所> 平戸市田平町山内免 306-1

<名称> 山部歯科医院 <住所> 佐世保市江迎町長坂免 180-9

5. 事業所利用に当たっての留意事項

(面 会)

家族等の面会時間は午後 2 時から午後 4 時までです。(日曜・祝日は除きます。)

必ずご予約が必要です。

感染症の流行時は、感染予防のため面会をお断りさせていただく場合があります。

(外 出)

入所者が外出の際は必ず職員に申し出、外出伝票に必要事項を記入してください。

(設備・備品の利用)

施設内の居室や設備、器具を本来の用法に従って利用してください。これに反した利用により破損等が生じた場合には、弁償をもとめる場合があります。

(所持品・備品の持ち込み)

- ① 持ち物には、すべて名前を記入してください。
- ② 備品の持ち込みは、可能な範囲で許可いたします。持ち込まれる場合は、許可を得て個人で管理してください。破損・紛失等について当施設では、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

(金銭・貴重品の管理)

貴重品及び 1,000 円以上の現金は持たないでください。尚、紛失されても当施設としては責任を負いかねますので予めご了承ください。

(宗教・政治活動)

施設内で他の入所者へ迷惑がかかる活動は一切禁止いたします。

(ペットの持ち込み)

施設内へのペットの持ち込みはお断りいたします。

(その他の留意事項)

騒音等、他の入所者の迷惑になる行為は行わないように注意してください。また、許可なく他の入所者の居室等に立ち入らないでください。

6. 通常の送迎の実施地域

通常の事業の実施地域は、次の地域とします。

- ・ 平戸市（離島は除く）・佐世保市（鹿町町・江迎町に限る）・佐々町
- ・ 松浦市（御厨町に限る）

ただし、有料道路利用時の代金は利用者負担とします。

7. 非常災害対策

- 防災設備 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・消火栓・火災通報装置
避難器具
- 防災訓練 年 1 回

8. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止します。

9. 要望及び苦情等の相談

ご利用に当たっての相談又は苦情などに対し、窓口を設置し、ご利用に関するご利用者のご要望や苦情に対し迅速に対応致します。

苦情受付担当者 生活相談員
公 共 機 関 苦情処理窓口

- 平戸市役所
電 話 番 号 0950-22-4111
- 長崎県庁 長寿社会課
電 話 番 号 095-895-2436
- 長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談担当
専 門 電 話 095-826-1599

10. 緊急時の対応

- ① 当事業所は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により受信が必要を認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- ② 当事業所は、利用者に対し、当施設における短期入所生活介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- ③ 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者又は身元引受人及び保証人が指定する者に対して、緊急に連絡します。

<かかりつけ医>

かかりつけ 病院・医院	病院名		主治医
	連絡先		
ご 家 族	第一連絡	氏名 (続柄：)	TEL
	第二連絡	氏名 (続柄：)	TEL

11. 事故発生時の対応

- ① サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- ② 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- ③ 前2項のほか、当事業所は利用者の家族等利用者又は身元引受人及び保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

以上